

重要事項説明書

*申込書等への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

- この書面では、「法人自動車共済保険（ユニカー）」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、普通保険約款と特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「普通保険約款」(*)をご確認ください。また、ご不明な点については、全労済協会共済保険部までお問い合わせください。

(*)「普通保険約款」は、ご契約後、保険証券とともにお届けしますが、全労済協会ホームページ (<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>) からもご確認ください。 **全労済協会 検索**

<用語のご説明>

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「普通保険約款」をご確認ください。

用 語	説 明	
き	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用（運転）される方で、保険証券の「記名被保険者」欄に記載されている方をいいます。
こ	ご契約者（保険契約者）	全労済協会に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
ひ	被保険自動車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、ご契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車（被保険自動車）」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	保険契約により補償される損害が生じた場合に全労済協会がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が生じた場合に全労済協会がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて全労済協会に払い込むべき金銭をいいます。
め	免責金額（自己負担額）	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
よ	用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき全労済協会が定めた、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（普通小型・軽四輪）貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

<契約締結前におけるご確認事項>

1 保険商品の仕組み **契約概要**

法人自動車共済保険は、「相手への賠償」、「ご自身や搭乗中の方に対する補償」を主な目的とするもので、以下の5つの基本的な補償で構成されています。

(1) 補償 **契約概要** **注意喚起情報**

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご確認ください。

補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手への賠償 対人賠償責任保険	ご契約のお車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。 なお、自賠償保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●ご契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって生じた損害 ●ご契約のお車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害等 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害等

補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手への賠償	対物賠償責任保険	ご契約のお車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。 なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。	●ご契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって生じた損害 ●ご契約のお車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害等
	搭乗者傷害保険	ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合に死亡保険金、後遺障害が生じた場合に後遺障害保険金、入院または通院した場合に医療保険金をそれぞれお支払いします。	●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる傷害等
	自損事故傷害保険 無保険車傷害保険	ご契約のお車に搭乗中に運行に起因する事故で死傷し、自賠責保険で保険金が支払われない場合に保険金をお支払いします。 ご契約のお車に搭乗中に無保険あるいは賠償資力が十分でない自動車との接触等の事故により死亡または後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。	●被保険者の故意によってその本人に生じたケガによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる傷害等

(2) 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。

補償の種類	保険金額の設定範囲・設定方法
対人賠償責任保険	被害者1名について「無制限」または「1億円」で設定いただきます。
対物賠償責任保険	1事故について「無制限」、「1,000万円」または「300万円」で設定いただきます。
自損事故傷害保険	被保険者1名の死亡保険金額は、「1,750万円」となります。
無保険車傷害保険	1事故について、対人賠償責任保険の保険金額と「同額」となります。 ただし、対人賠償責任保険の保険金額が「無制限」の場合には「2億円」となります。
搭乗者傷害保険（*）	被保険者1名の死亡保険金額は、「1,000万円」または「300万円」で設定いただきます。

（*）ご契約のお車が「二輪自動車」「原動機付自転車」の場合には搭乗者障害保険は付帯されません。

お客さまが実際にご契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

(3) 免責金額（自己負担額） 注意喚起情報

対物賠償責任保険には、免責金額（自己負担額）「3万円」を設定することができます。

ご契約の免責金額については、保険契約申込書の免責金額欄でご確認ください。

(4) 特約の概要 契約概要

- ・危険物積載時における対物賠償責任保険の支払限度額に関する特約
- ・バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約
- ・継続契約の取扱いに関する特約

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は1年です。

補償の開始は保険期間の初日（始期日）の午前0時（保険契約申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、保険期間の末日（満期日）の午後12時（24時）に終わります。

2 保険料決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご契約のお車の用途・車種、保険金額、適用等級などによって決定されます。実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書の保険料欄にてご確認ください。

(2) 保険料の払込方法、払込猶予期間等の取扱い 契約概要 注意喚起情報

保険料は保険期間分を一括してお支払いいただく方式だけです。（分割払はありません。）

払込方法は「口座振替」または全労済協会への「振込」となります。

保険料は保険料払込期日までに払い込みください。保険料払込期日は、保険始期の属する月の翌月「口座振替」の場合

は27日となり「振込」の場合は末日となります。保険料払込期日の翌月末まで（*）猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎて保険料の払込みがないときは、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

（*）「口座振替」の場合、保険料が払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がないときに限り、払込期日の翌々月末までとなります。

(3) 等級別料率制度 契約概要

1 - 5 等級～22 等級までの等級の区分によって保険料の割引・割増される制度です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無により更新契約の等級が決定されます。初めて契約される場合は6 等級となります。

(4) 複数所有新規割引 契約概要

既に11 等級以上のご契約にご加入されている方が、2 台目以降のお車を新たにご契約される場合に一定の条件を満たすときは、7 等級となります。

3 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

<契約締結時におけるご注意事項>

1 告知義務（保険契約申込書等の記載上の注意事項） 注意喚起情報

ご契約者、記名被保険者には、保険契約締結の際に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として全労済協会が告知を求めるもので、保険契約申込書等において★印がついている項目のことです。告知事項について事実と相違がある場合などには、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■主な告知事項

前契約の有無、事故の有無・件数、保険期間の初日（始期日）から過去13か月以内に自動車保険契約（*）が締結されていた場合や、そのご契約期間中に事故があった場合は、保険契約申込書等にご記載ください。等級および事故有係数適用期間を決定するための要素となります。

（*）全労済協会以外の保険会社等の自動車保険契約、自動車共済契約を含みます。

2 クーリングオフ 注意喚起情報

(1) クーリングオフができない場合

- 保険期間が1 年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）
- 第三者の担保に供されているご契約

(2) クーリングオフができる場合

(1)に該当しない場合は、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができます。

お申し出いただける期間	「ご契約のお申込日」または「本書面の受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8 日以内にお申し出いただく必要があります。
お手続き方法	書面の場合：上記期間内（期間内の消印有効）に全労済協会「クーリングオフ担当」宛に郵送ください。 Eメールの場合：上記期間内（送信日をお申し出日とさせていただきます）に全労済協会宛てに送信ください。
払い込みいただいた保険料の取扱い	クーリングオフをお申し出された場合は、すでに払い込みいただいた保険料はお返しします。

全労済協会はお客さまにクーリングオフによる損害賠償金または違約金を一切請求いたしません。

なお、保険期間の初日（始期日）以後にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日（保険期間の初日以後に保険料を払い込みいただいたときは、全労済協会が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

<<宛先およびご通知いただく事項（記載例）>>

（あて先）〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
全労済協会 クーリングオフ担当 行

（記入例）

下記保険契約をクーリングオフします。 申込者住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○○○○○○○○印（*） 連絡先電話番号：○○○○○○○○○ 申込日：○○○○年○○月○○日	保険種類：法人自動車共済保険 証券番号：○○○○○○○○○ 保険期間：○○○○年○○月○○日～○○○○年○○月○○日
---	--

（*）書面の場合はお名前の後に押印をお願いします。

（Eメールの送信先）：kyokai_pamphlet@zenrosai.coop

<契約締結後におけるご注意事項>

1 通知義務等 注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく通知していただく義務があります。通知事項とは、申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について通知していただけない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

■主な通知事項

ご契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので全労済協会までご通知ください。

- ご契約のお車の用途車種または登録番号（車両番号、標識番号）を変更した場合
- ご契約者または記名被保険者の住所が変更となる場合
- ご契約のお車を譲渡する場合
- お車の買替え等により、ご契約のお車を入替する場合
- ご契約者または記名被保険者を変更する場合

2 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、全労済協会に速やかにお申出ください。

■ご注意いただく事項

- ご契約の解約に際しては、ご契約内容・解約の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

3 ご契約の中断制度 注意喚起情報

ご契約のお車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難等に伴い、一時的にご契約を中断する場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約や事故件数等に応じた所定の等級を適用できることがありますので、全労済協会にご連絡ください。ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）の翌日から13か月以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

<その他ご注意いただきたいこと>

1 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、全労済協会が本保険引受の審査および履行のために利用します。ただし、医療機関等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、厚生労働省令「認可特定保険業者等に関する命令」に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

2 保険業務破綻時等の取扱い 注意喚起情報

全労済協会は「保険契約者保護機構」には加入しておりません。事業収支が著しく悪化した場合には、ご契約者に対して通知し、保険金を削減払いすることがあります。

3 重大事由による保険契約の解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④上記のほか、①～③と同程度に全労済協会の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

4 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、まずは負傷者の救護措置をとり、警察への届け出をするとともに、全労済協会にただちにご連絡ください。

【フリーダイヤル】 0120-5577-91（通話料無料） 24時間365日事故受付サービス

5 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

全労済協会

（共済保険部直通） 03-5333-5128

受付時間：平日9時から17時15分